

原義保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

警察庁丁生企発第133号  
平成29年3月7日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整部長

### 通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底について

通学路等における子供の犯罪被害を防止するための施策の実施については、「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進について（通達）」（平成26年2月6日付け警察庁丙生企発第15号ほか。）等に基づき推進しているところであるが、昨年3月、埼玉県で行方不明となっていた女子中学生が2年ぶりに発見・保護され、誘拐されていたことが判明するなど、依然として、通学路等において子供が被害者となる凶悪犯罪が発生している。

この種事案は、被害者等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きいことから、事案遭遇時の対応を含めた未然防止対策が極めて重要である。

このため、各都道府県警察においては、次の点に配意し、通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底を期されたい。

なお、「子どもの犯罪被害防止対策の徹底について」（平成24年9月6日付け警察庁丁生企発第466号）は廃止する。

### 記

#### 1 通学路等における犯罪や前兆事案に対する先制・予防的活動の推進

通学路等における子供被害の犯罪や声掛け、つきまとい等の前兆事案に関する情報については、警察本部の子供女性安全対策班を始め、警察の関係部門間で共有し警戒・警らを強化するとともに、事案の発生状況、行為の手口、類似事案との関連性及び各種捜査結果を的確に分析し、その結果に基づき、よう撃捜査、行動確認等を行い、行為者の早期検挙に努めるほか、事件化に至らない事案については、指導・警告措置を適切に講ずるなど、先制・予防的活動を積極的に推進すること。

また、発生実態や不審者情報を踏まえ、警察官、スクールサポーター等による登下校時等の警戒活動を強化するなど、再発防止措置を講ずること。

#### 2 不審者情報の迅速な把握と情報の共有化

子供に対する声掛け、つきまとい、変質者その他不審者の出没等、子供に対する犯罪の前兆と思われる不審者事案については、迅速かつ正確に把握するとともに、把握した事案概要及び防犯対策に役立つ情報については、関係者のプライバシーに配意した上で、教育委員会、学校、学習塾、防犯ボランティア団体、地域住民、保

護者、児童等に対し、電子メール、SNS、FAX、各種広報紙等、それぞれの地域の実情に応じた広報媒体を活用し、タイムリーな情報提供を積極的に実施し、情報の共有化を図ること。

また、これらの不審者情報が潜在化することがないように教育委員会、学校、地域住民、保護者、児童等に対し、警察への通報・届出や警察安全相談の利用について啓発し、迅速かつ遺漏のない把握に努めること。

### 3 関係機関・団体、地域住民等との連携による予防対策の強化

警察署管轄区域あるいは学校区等、地域単位で自治体、警察、教育委員会、学校、学習塾、PTA、スクールサポーター、スクールガードリーダー、防犯ボランティア団体、事業者、地域住民等による子供の安全を守るための情報・意見交換等の話合いの機会を設けるなどして、

- 学校周辺や通学路等において声掛けやつきまとい等の前兆事案のあった場所や見通しの悪い道路・公園、人通りの少ない道路等犯罪被害事案の発生する危険性の高い箇所の点検及び改善
  - 通学路等における警察、学校、PTA、自治会、防犯ボランティア団体、事業者等による連携した見守り活動や警戒方法等の検討
  - 自治会、防犯ボランティア団体、子供110番の家として委嘱された者等との不審者の早期発見等に関する協力体制の構築
  - 情報の共有化のためのネットワークの構築と効果的な活用
  - 青色回転灯装備車によるパトロール活動の促進
  - 防犯カメラ設置者に対する協力要請及び防犯カメラの整備促進
  - 子供と保護者が参加しての「地域安全マップ」の作成
  - 街路灯の設置や門灯の点灯促進
  - 歩車道間のガードレール等による分離
  - 落書き消去等の環境浄化
- 等、地域の実態に即した予防対策を講ずること。

### 4 子供が利用する施設等に対する協力要請の実施

学習塾、スポーツ施設、公民館、体育館、図書館等、子供が下校後利用する施設等の管理者等に対し、子供の安全を守るための情報を提供するとともに、施設等の職員から利用する子供に対して防犯上の呼び掛けを行うなどの協力要請を実施すること。

また、その際には、子供が帰宅する際に、両親等の送迎を待っている場合には、施設内で待機させるなど、実質的な防犯対策が講じられるよう配慮すること。

### 5 子供に対する被害防止教育の推進

子供を対象とした声掛けや略取誘拐事案等の状況をみると、行為者が甘言や詐言を用いるもののほか、暴行や脅迫、あるいはいきなり刃物で切りつけるなど、無抵抗の子供を対象とした極めて悪質な手口により犯罪が敢行される実態にあることから、これらの被害実態を踏まえ、子供に身の危険を察知する能力を付けさせるため、教育委員会や学校と連携して「防犯教室」、「地域安全マップ作成会」等を開催し、

行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事態に遭遇した場合の初期対応訓練等、参加・体験型の被害防止教育を推進すること。その際、子供110番の家の設置場所及び利用方法についても周知を図るほか、防犯ブザーや防犯ホイッスルの確実な携帯と活用方法等の指導と併せ、犯罪被害に遭い、又は目撃した場合の110番通報要領等、警察への連絡方法の習得に配慮すること。

また、保護者に対しても、地域における犯罪の発生実態を周知するとともに、家庭において、子供が犯罪被害から自らの身を守るための心構え等について話し合うことなどを働き掛けること。